

## 第九号

### 児童福祉法施行条例の一部改正について

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。
- 2 児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる支払命令をすべき額については、なお従前の例による。

#### 提案理由

児童福祉法の一部が改正され、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の制度が改められたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。